



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則

- 大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(保育課)..... 3
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)..... 4

訓令

- 大和高田市公用車管理規程の一部を改正する訓令(財産管理課)..... 8
- 大和高田市職員ストレスチェック制度実施規程の一部を改正する訓令(人事課)..... 14

告示

- 平成30年度大和高田市一般会計補正予算(第5号)の要領の公表(財政課)..... 15
- 大和高田市開発指導要綱の一部を改正する告示(都市計画課)..... 16
- 大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示(人事課)..... 16
- 大和高田市ブロック塀等撤去改修工事補助金交付要綱(営繕住宅課)..... 17
- 放置自転車等の移動、保管(生活安全課)..... 29
- 公示送達(保険医療課)..... 30
- 引取りのない自転車等の処分(生活安全課)..... 30
- 違反公告物の除却、保管(都市計画課)..... 30
- 公示送達(収納対策室)..... 31
- 公示送達(//)..... 32

公告

- 高田中学校旧体育館跡地利用計画設計業務委託に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)..... 32
- 保育室出入口建具取替工事に関する条件付き一般競争入札公告(//)..... 35
- 平成30年度自動車騒音常時監視面的評価業務委託に関する条件付き一般競争入札公告(//)..... 38
- 自動車臨時運行許可番号標の無効(市民課)..... 40
- 曾大根古池護岸補修工事に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)..... 40
- 勝目橋橋梁補修工事に関する条件付き一般競争入札公告(//)..... 43

教育委員会

- 教育委員会10月定例委員会の招集(教育総務課)..... 46

選挙管理委員会

- 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)..... 46

公営事業

- 配水管布設替工事(S15)・配水管布設工事(S16)・消火栓新設工事(消04)に関する条件付き一般競争入札公告(水道総務課)..... 47

○高5枝礪野新町地内管渠工事(69)・給配水管移設工事(G69)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課).....	50
○土枝池尻地内管渠工事(58)・給配水管移設工事(G58)・配水管布設替工事(S17)に関する条件付き一般競争入札公告(〃).....	52
○敷枝神楽2丁目地内管渠工事(63)・給配水管移設工事(G63)・配水管布設替工事(S22)に関する条件付き一般競争入札公告(〃).....	55
○配水管布設替工事(S20)・消火栓新設工事(消06)に関する条件付き一般競争入札公告(水道総務課).....	58
○配水管布設替工事(S21)に関する条件付き一般競争入札公告(〃).....	61
原稿誤り	
○平成30年1月10日付け大和高田市公報第348号正誤.....	64
○平成30年7月10日付け大和高田市公報第354号正誤(その1).....	70
○平成30年7月10日付け大和高田市公報第354号正誤(その2).....	70

規 則**規則第28号**

大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年8月31日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則(平成27年規則第2号の2)の一部を次のように改正する。

別表第1の1 公立幼稚園又は公立認定こども園の表備考1中「とする」を「とし、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす」に改め、同表備考7を同表備考8とし、同表備考6を同表備考7とし、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に次のように加える。

2 前項に定めるもののほか、この表における市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割の額の計算については、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、これらの者からの申請により、これらの者を同項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)並びに第314条の2第1項(第8号に係る部分に限る。)及び第3項の規定を適用する。

別表第1の2 私立幼稚園又は私立認定こども園の表備考1中「とする」を「とし、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす」に改め、同表備考7を同表備考8とし、同表備考6を同表備考7とし、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に次のように加える。

2 前項に定めるもののほか、この表における市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割の額の計算については、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離

婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、これらの者からの申請により、これらの者を同項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）並びに第314条の2第1項（第8号に係る部分に限る。）及び第3項の規定を適用する。

別表第2の表備考2中「とする」を「とし、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす」に改め、同表備考10を同表備考11とし、同表備考9を同表備考10とし、同表備考8を同表備考9とし、同表備考7を同表備考8とし、同表備考6を同表備考7とし、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に次のように加える。

3 前項に定めるもののほか、この表における市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割の額の計算については、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者であるときは、これらの者からの申請により、これらの者を同項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）並びに第314条の2第1項（第8号に係る部分に限る。）及び第3項の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則別表第1及び別表第2の規定は、平成30年9月以後の利用者負担額について適用し、同月以前の利用者負担額については、なお従前の例による。

規則第30号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年10月31日

大和高田市長 吉田 誠克

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和57年規則第13号)
の一部を次のように改正する。

目次中「第23条—第26条」を「第23条—第27条」に改める。

第3条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族(以下「被災職員等」という。)からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

第4条中「前条の報告」を「前条の規定による報告」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたものでないと認定したときは様式第1号の2(その1)、通勤により生じたものでないと認定したときは様式第1号の2(その2)により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条の2の次に次の1条を加える。

(審査の申立ての教示)

第25条 実施機関は、条例又は本規則に基づく補償に関する通知をするときは、第22条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

別記様式第1号(その2)の次に次の2様式を加える。

様式第1号の2(その1)(第4条関係)

公務外認定通知書

年 月 日

.....殿

(実施機関の職氏名)

.....印

あなたは、下記の災害に対する補償を受けることができませんので、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

記

1 被災職員の氏名

2 災害発生日年月日年 月 日.....

3 傷 病 名
.....
.....

4 公務上の災害でないと認定した理由
.....
.....
.....
.....
.....

この決定に不服のあるときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第18条及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第22条に定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公務災害補償等審査会に対し、審査を申し立てることができます。

様式第1号の2(その2)(第4条関係)

通勤災害非該当認定通知書

年 月 日

.....殿

(実施機関の職氏名)

.....印

あなたは、下記の災害に対する補償を受けることができませんので、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

記

1 被災職員の氏名

2 災害発生年月日年 月 日.....

3 傷 病 名

4 通勤による災害でないと認定した理由
.....
.....
.....
.....

この決定に不服のあるときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第18条及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第22条に定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公務災害補償等審査会に対し、審査を申し立てることができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

訓令第8号

大和高田市公用車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年10月2日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市公用車管理規程の一部を改正する訓令

大和高田市公用車管理規程(平成14年訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「この規程」を「この訓令」に改める。

第2条中「規程」を「訓令」に改め、同条第1号中「本市」を「市」に改め、同条第2号中「財産管理課が集中管理し、共同使用を目的とする」を「財産管理課が管理し、共用的に使用される」に改め、同条第3号中「財産管理課以外の課等が管理し、専用使用を目的とする」を削る。

第3条第2項中「使用は、」の次に「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号)第8条第1項に規定する正規の」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次条第3項に規定する車両管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第4条の見出しを「(統括管理者等)」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

公用車の統括管理を行うため、統括管理者を置き、財産管理課長をもって充てる。

2 統括管理者は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 公用車の配置及び運行の統括に関すること。
- (2) 公用車の自動車保険に関すること。
- (3) 公用車の保管に関すること。
- (4) その他公用車の管理の統括に関すること。

第4条第5項を削り、同条第4項中「公用車管理責任者」を「車両管理者」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「公用車管理責任者は、公用車管理台帳(様式第1号)を整備し」を「車両管理者は、」に改め、同項第2号中「公用車の点検及び整備」を「車両法第47条の2に規定する日常点検に係る指導及び監督」に改め、同項第5号中「公用車の保管場所」を「公用車管理台帳(様式第1号)の整備」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 公用車を管理する者として車両管理者を置き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 共用車 財産管理課長
- (2) 専用車 当該専用車を管理している課等の長

第5条第2号を次のように改める。

- (2) 車両管理者が適切と判断した時期に公用車の日常点検を行い、その結果を車両管理者に報告すること。

第5条第3号中「公用車管理責任者」を「車両管理者」に改め、「応じて」の次に「第7条に規定する」を加え、同条第5号中「公用車管理担当者」を「車両管理者」に改め、同条に次の1号を加える。

- (6) 運行前及び運行後に車両の状態を確認し、その結果を運行日誌(様式第2号)に記録すること。

第5条に次の1項を加える。

2 前項第6号の規定による確認により車両の損傷等を発見したときは、運転者は、直ちに車両管理者に報告しなければならない。

第6条第1項中「第74条の2第1項、第2項及び第4項」を「第74条の3第1項、第2項及び第4項」に改める。

第7条第2項中「車両法第51条第1項」を「道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第31条の4各号」に改め、同条第3項中「(昭和26年運輸省令第74号)」を削り、同条第4項を削る。

第8条第1項本文中「財産管理課長」を「車両管理者」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、災害その他特別の事態の発生により緊急に公用車の使用の必要が生じたときは、この限りでない。

第8条第2項及び第3項中「財産管理課長」を「車両管理者」に改める。

第9条中「公用車管理責任者」を「車両管理者」に改める。

第10条を削る。

第11条中「専用車の公用車管理責任者」を「車両管理者」に、「財産管理課長」を「統括管理者」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「公用車管理責任者」を「統括管理者」に改め、同条を第11条とする。

第13条第1項中「財産管理課長及び運転者の所属する課等の長(以下「所属長」という。)」を「所属長」に改め、同条第2項中「遅滞なく事故の状況を調査し」を「直ちに統括管理者及び車両管理者にその状況を口頭により報告し」に改め、同項後段中「財産管理課長」を「統括管理者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、所属長は、事故の状況を調査した内容を事故発生報告書(様式第5号)により統括管理者に報告するものとする。

第14条中「規程」を「訓令」に改め、同条を第13条とする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

公用車管理台帳

所属名	
-----	--

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日	自動車の種別	用途
	年 月 日		
車体の形状	車名	車台番号	燃料の種類
購入日	購入先	購入金額	点検・検査・修理業者
年 月 日	業者名	円	業者名
	連絡先		連絡先
リース期間	リース先	リース金額	備考
開始	年 月 日	業者名	月額
			円
終了	年 月 日	連絡先	月額
			円

点検・検査・修理			
点検・検査・修理日	実施業者	修理内容	金額
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円

続きは裏面へ

処分、返却又は所管替日	年 月 日	所管替先	
点検・検査・修理			
点検・検査・修理日	実施業者	修理内容	金額
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円

様式第2号(第5条関係)

運行日誌

登録番号

奈良

-

【運転記録】

年度

月/日	所属名	運転者氏名	行き先	運転の開始及び終了時間	運 転 者 車 両 確 認	走 行 メ ー タ ー	走行 距離
/				: ~ :	乗車前	前 km	km
					乗車後	後 km	
/				: ~ :	乗車前	前 km	km
					乗車後	後 km	
/				: ~ :	乗車前	前 km	km
					乗車後	後 km	
/				: ~ :	乗車前	前 km	km
					乗車後	後 km	
/				: ~ :	乗車前	前 km	km
					乗車後	後 km	
/				: ~ :	乗車前	前 km	km
					乗車後	後 km	
/				: ~ :	乗車前	前 km	km
					乗車後	後 km	
/				: ~ :	乗車前	前 km	km
					乗車後	後 km	
/				: ~ :	乗車前	前 km	km
					乗車後	後 km	
/				: ~ :	乗車前	前 km	km
					乗車後	後 km	
/				: ~ :	乗車前	前 km	km
					乗車後	後 km	
/				: ~ :	乗車前	前 km	km
					乗車後	後 km	

車両管理者確認

様式第4号中「第11条関係」を「第10条関係」に改める。
 様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号（第13条関係）

事 故 発 生 報 告 書

年 月 日

財産管理課長 殿

所属長 印

①	事故当事者名	部 課 氏名			
②	事故車両番号				
③	事故発生日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分			
④	事故発生場所				
⑤	事故相手方	ふりがな 氏名		性別	男 ・ 女
		年齢	歳	生年月 日	年 月 日
		自宅電話		携帯電 話	
		住所			
⑥	事故内容	[現場状況図示]	[事故詳細]		
⑦	通報等対応	有・無	110番通報		
		有・無	119番通報		
		有・無	車両移動措置（レッカー等要請）		
⑧	添付書類	<input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他 ()			

附 則

この訓令は、平成30年11月1日から施行する。

訓令第9号

大和高田市職員ストレスチェック制度実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年10月5日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市職員ストレスチェック制度実施規程の一部を改正する訓令

大和高田市職員ストレスチェック制度実施規程(平成28年訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「担当」を「担当者」に改め、同条中「実務」の次に「(第5条の実施事務従事者が行うものを除く。)を担当するストレスチェック制度の担当者」を加え、「において行う」を「及び市立病院総務課に属する職員とする」に改める。

第5条第1項中「人事課職員」の次に「のうち市長が指名するもの」を加え、同条第2項中「企画政策部長及び」を削り、「ストレスチェック制度の実施に係る事務」を「実施事務従事者の事務」に改める。

第6条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第10条及び第12条第2項中「WeB」を「Web」に改める。

第13条中「実施者」を「市長」に、「求めるものとする」を「求めることができる」に改める。

第14条第1項中「前条の規定により面接指導申出書の提出を受けた実施者」を「市長」に、「当該面接指導申出書」を「前条の規定により面接指導申出書」に改め、「実施者の指示により実施事務従事者が行うものとし、実施事務従事者は」を削る。

第15条第1項を次のように改める。

市長は、面接指導を実施した医師に対して、面接指導の終了後、遅滞なく、面接指導の結果の報告書及び意見書(以下「報告書兼意見書」という。)の提出を求めることにより、結果の報告及び意見を聴取するものとする。

第18条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、集計及び分析を行った集団に属する職員の人数が10人を下回る場合には、実施者は、集計及び分析の対象となる全ての職員の同意を取得しない限り、市長に集計及び分析の結果を提供してはならない。

第19条中「平成20年規則第3号」を「平成19年条例第29号」に、「大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則(平成17年規則第19号)第3条第1項に規定する事務局(以下「市立病院事務局」という。)」を「市立病院事務局」に、「大和高田市行政組織条例第2条第8号に掲げる病院(以下「市立病院」という。)」を「市立病院」に改める。

第21条第1項中「保有するものとし、集計及び分析の単位ごとの集計及び分析の結果については、当該課の所属長に提供することができる」を「保有するものとする」に改める。

第22条第1項中「第19条、第20条又は前条」を「第12条第3項、第15条第1項又は第18条第1項」に改める。

第23条中「第19条、第20条又は第21条」を「第12条第3項、第15条第1項又は第18条第1項」に改める。

第24条中「職員以外の職員」を「職員以外のもの」に改める。

第25条第8号ア中「解雇」を「免職」に改め、同号イ中「雇用」を「任用」に、「契約」を「任期」に改める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

告 示

告示第107号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成30年9月28日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成30年9月28日

大和高田市長 吉田 誠克

1 平成30年度大和高田市一般会計補正予算(第5号)

平成30年度大和高田市一般会計補正予算(第5号)

平成30年度大和高田市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,442,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18.繰越金		1,196,460	11,400	1,207,860
	1.繰越金	1,196,460	11,400	1,207,860
19.諸収入		240,226	4,800	245,026
	4.雑入	224,796	4,800	229,596
補正されなかった科目に係る額		23,989,514	0	23,989,514
歳 入 合 計		25,426,200	16,200	25,442,400

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3.民生費		11,004,372	7,220	11,011,592
	1.社会福祉費	4,994,061	6,420	5,000,481
	2.児童福祉費	3,177,170	800	3,177,970

4. 衛生費		2,806,952	1,170	2,808,122
	1. 保健衛生費			
		1,030,492	1,170	1,031,662
8. 土木費		1,709,569	1,000	1,710,569
	4. 都市計画費			
		1,231,250	1,000	1,232,250
10. 教育費		2,723,062	6,810	2,729,872
	3. 中学校費			
		168,566	3,600	172,166
	6. 社会教育費			
		408,420	2,910	411,330
	7. 保健体育費			
		556,355	300	556,655
補正されなかった科目に係る額		7,182,245	0	7,182,245
歳 出 合 計		25,426,200	16,200	25,442,400

告示第108号

大和高田市開発指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年9月28日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市開発指導要綱の一部を改正する告示

大和高田市開発指導要綱(平成14年告示第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号を削る。

第4条第1項中「協議(以下「事前協議」という。)」を「事前協議」に改め、同条第2項中「事前協議」を「前項の事前協議」に改める。

第12条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第13条第2項中「関係する地域住民等」を「地域住民等」に改め、同条第3項中「次に掲げる基準により」を「開発事業に係る雨水貯留指針(平成30年9月28日決裁)」に改め、次のただし書を加える。

ただし、大和川流域における総合治水の推進に関する条例(平成29年奈良県条例第13号)が適用される区域については、この限りでない。

第13条第3項各号を削る。

第21条第1項から第3項までの規定中「以下」の次に「この条において」を加える。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

告示第109号

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年9月28日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等

に関する要綱の一部を改正する告示

（大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部改正）

第1条 大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱（平成16年告示第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中第25号を第27号とし、第8号から第24号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

- （8） 助産師
- （9） 歯科衛生士

別表第1中

「

一般事務職	短期雇用	—	6,200円	790円
-------	------	---	--------	------

」を

「

一般事務職	短期雇用	—	6,400円	820円
-------	------	---	--------	------

」に、

「

保育所准看護師	187,300円	—	1,230円	
---------	----------	---	--------	--

」を

「

保育所准看護師	187,300円	—	1,230円	
助産師	—	12,000円	1,540円	
歯科衛生士	—	12,000円	1,540円	

」に

改める。

（大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部改正）

第2条 大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱（平成16年告示第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

一般事務職	短期雇用	—	6,200円	790円
-------	------	---	--------	------

」を

「

一般事務職	短期雇用	—	6,400円	820円
-------	------	---	--------	------

」に

改める。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

告示第110号

大和高田市ブロック塀等撤去改修工事補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年9月28日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市ブロック塀等撤去改修工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自然災害及び老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による事故の未然防止及び避難路等の安全確保等に資するため、ブロック塀等の撤去等を促進し、もって市民の生命及び身体を保護することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造又は補強コンクリートブロック造の塀及び門柱をいう。
- (2) 避難路等 道路(道路法(昭和27年法律第180号)による道路、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路及び市が管理する道路に限る。)、公園その他市長が認める公共施設をいう。
- (3) 軽量フェンス等 軽量フェンス並びにアルミ製の門扉及び門柱をいう。

(補助対象となる工事)

第3条 補助対象となる工事は、ブロック塀等の撤去工事及びブロック塀等の撤去を伴う軽量フェンス等の設置工事(以下「ブロック塀等撤去改修工事」という。)とする。

2 ブロック塀等の撤去工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。この場合において、当該工事による撤去跡地に工作物を築造するときは、建築基準法その他関係法令に基づき、設置しなければならない。

- (1) ブロック塀等が市内の避難路等に面していること。
- (2) ブロック塀等の全てを撤去するものであること。
- (3) ブロック塀等が倒壊した際に、避難路等がブロック塀等により80センチメートル以上塞がれるおそれがあること。

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定に該当するブロック塀等に一体として設置されている工作物と市長が認めるときは、当該工作物の撤去工事を補助対象とすることができる。

4 軽量フェンス等の設置工事は、第2項に規定するブロック塀等の撤去工事によりブロック塀等が撤去された後に軽量フェンス等を設置する工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) ブロック塀等の撤去工事と一体となって行うものであること。
- (2) 軽量フェンス等の設置場所が建築基準法第42条第2項の道路上でないこと。
- (3) 軽量フェンス等の設置方法がメーカー仕様に基づき安全性を確保されたものであること。
- (4) 新設する塀の上部に軽量フェンスを設置するときは、次のいずれにも該当すること。
 - ア 鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造の塀であること。
 - イ 補強コンクリートブロック造の塀に設置する場合にあっては、当該塀の高さが申請地の地盤面(基礎部分を含む。)から80センチメートル未満のものであること。
 - ウ 軽量フェンスの高さが塀(補強コンクリートブロック造にあっては基礎部分の高さを含む。)の高さ以上であること。
 - エ 建築基準法施行令その他関係法令及び一般社団法人日本建築学会が定める基準に基づき、安全に設置すること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、ブロック塀等撤去改修工事の施主であって、次の各号のい

れかに該当するものとする。

- (1) 所有者（共有の場合にあつては、他の共有者全員の同意を得た者）
- (2) 所有者（共有の場合にあつては共有者全員）から同意を得た者
- (3) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条の規定により置かれた管理者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付対象となる者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

- (1) 国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体又はこれらの団体から同種の助成等を受けている者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 暴力団（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 補助金の申請は、一敷地につき一回限りとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の表により算定した額とする。

	ブロック塀等の撤去工事	軽量フェンス等の設置工事
補助対象経費	撤去費（基礎部分を含む。）、廃棄物積込費、廃棄物運搬費、廃棄物処分費、仮設費及び諸経費（以下「撤去費等」という。）。この場合において、第3条第3項の工事に係る撤去費等は、同条第2項の工事に係る撤去費等の2分の1の額を上限とする。	設置費、仮設費及び諸経費（ブロック塀等の撤去工事に係る経費を除く。）
補助金の額	次のうちいずれか少ない方の額 ア 上欄に掲げる補助対象経費の2分の1 イ 市の技術職員の積算に基づき市長が別に定める設計金額の2分の1	
補助限度額	100,000円	200,000円

2 前項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ブロック塀等撤去改修工事補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、ブロック塀等撤去改修工事に関する請負契約の締結前に市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) ブロック塀等撤去改修工事の見積書及び内訳書の写し
- (4) 工事内容を示した図面等
- (5) 補助対象者であることが確認できる書類
- (6) 同意書（様式第2号。申請者が第4条第1項第3号に掲げる者である場合を除く。）
- (7) 市税に滞納がないことを証する書類
- (8) 工程表（任意様式）
- (9) 建築計画概要書

(10) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、ブロック塀等撤去改修工事補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金の交付決定を申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付決定について条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による審査において必要と認めるときは、現地調査を実施することができる。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、ブロック塀等撤去改修工事補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(工事の変更又は中止の届出)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、第6条の規定による交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかにブロック塀等撤去改修工事変更届(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

2 補助金交付決定者は、ブロック塀等撤去改修工事を中止しようとするときは、速やかにブロック塀等撤去改修工事中止届(様式第6号)により、市長に届け出なければならない。

(完了の報告)

第9条 補助金交付決定者は、ブロック塀等撤去改修工事完了後、ブロック塀等撤去改修工事完了報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、第6条の規定による交付申請をした日の属する年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 施工写真(着手前、施工中及びしゅん工後のもの)

(2) ブロック塀等撤去改修工事の契約書の写し

(3) ブロック塀等撤去改修工事の請求明細書の写し

(4) ブロック塀等撤去改修工事の領収書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、ブロック塀等撤去改修工事補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、補助金の交付額の確定を補助金交付決定者に通知するものとする。

2 補助金交付決定者は、前項の通知書を受理したときは、ブロック塀等撤去改修工事補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

(3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(4) ブロック塀等撤去改修工事が中止されたとき。

(5) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金の交付を受けた者に対して、当該補助金の返還を求めなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

（表面）

ブロック塀等撤去改修工事補助金交付申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号

補助金の交付を受けたいので、下記事項を踏まえた上、申請します。

- この申請書の内容及び添付書類の記載事項については、事実と相違ありません。
- 暴力団（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。
- 補助金算定のため、市の担当者が申請地に立ち入ることに同意します。

記

補助対象工事	<input type="checkbox"/> ブロック塀等の撤去工事 <input type="checkbox"/> 軽量フェンス等の設置工事	
申請地（地番表示）	大和高田市	
申請者の分類	<input type="checkbox"/> ブロック塀等の所有者 （ <input type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 所有者から同意を得た者 <input type="checkbox"/> 建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する管理者	
塀等の概要 撤去するブロック	ブロック塀等の構造	<input type="checkbox"/> れんが造 <input type="checkbox"/> 石造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	ブロック塀等の種類	<input type="checkbox"/> 塀 <input type="checkbox"/> 塀+フェンス <input type="checkbox"/> 門柱
	面している避難路等の種類	<input type="checkbox"/> 道路法による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条に規定する道路 <input type="checkbox"/> 市管理道路 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	設置場所の確認	<input type="checkbox"/> 適法な場所に設置 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項の道路上に設置
ス等設置する概要 軽量フェン	軽量フェンス等の種類	<input type="checkbox"/> 目隠しフェンス <input type="checkbox"/> メッシュフェンス <input type="checkbox"/> ネットフェンス <input type="checkbox"/> その他のフェンス（ ） <input type="checkbox"/> アルミ製門扉 <input type="checkbox"/> アルミ製門柱
	軽量フェンスの設置方法	<input type="checkbox"/> 基礎コンクリート+軽量フェンス（高さ m） <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造の塀（高さ m） +軽量フェンス（高さ m） <input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造の塀（高さ m） +軽量フェンス（高さ m）

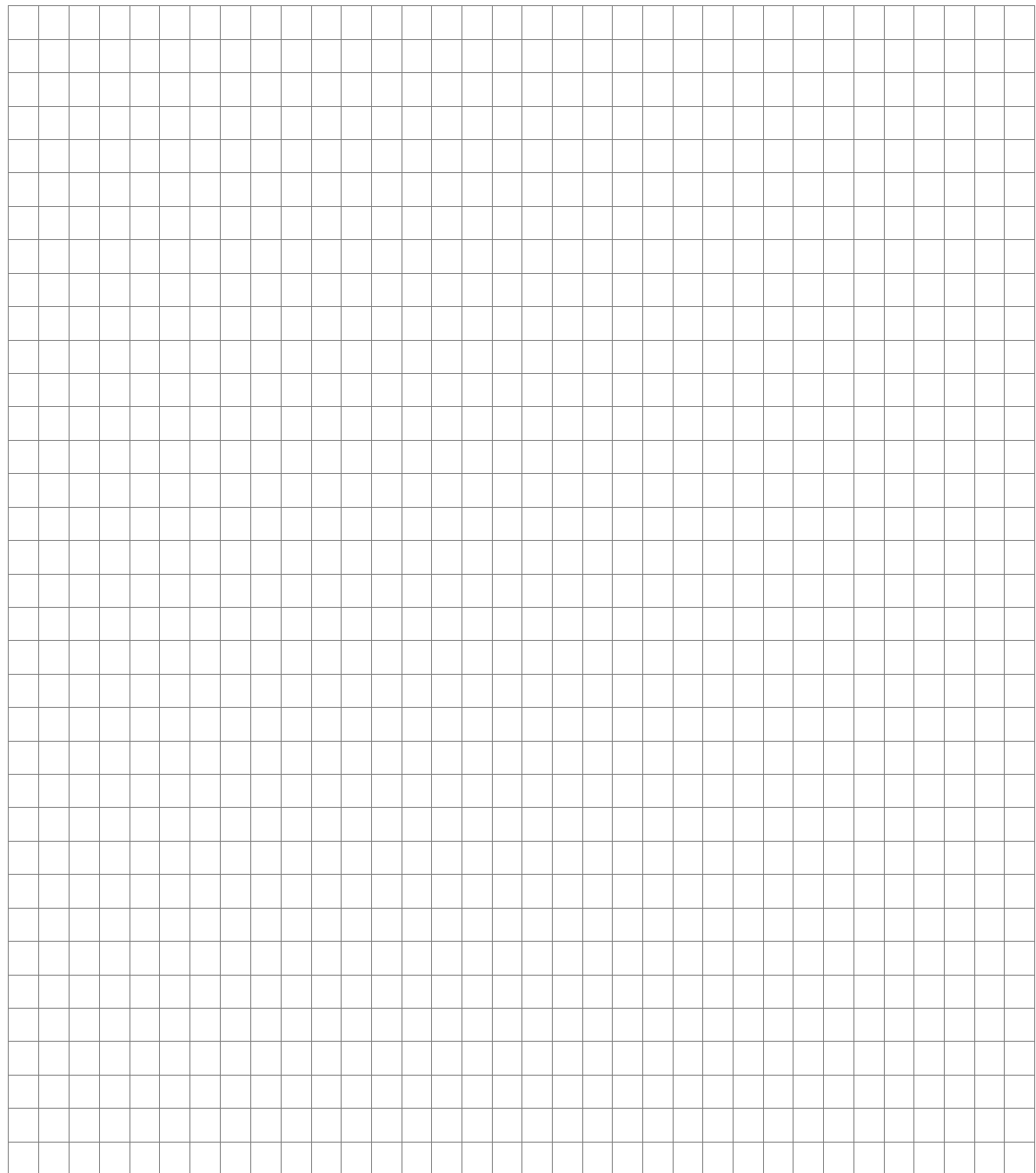
	軽量フェンス等の概要	製造業者名： 商品名・品番・寸法(W×H)： 軽量フェンスの重量： kg/m ²
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
改修工事予定金額	円	

(裏面)

【添付書類】

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) ブロック塀等改修工事の見積書及び内訳書の写し
- (4) 工事内容を示した図面等
- (5) 補助対象者であることが確認できる書類
- (6) 同意書(様式第2号。申請者が第4条第1項第3号に掲げる者である場合を除く。)
- (7) 市税に滞納がないことを証する書類
- (8) 工程表(任意様式)
- (9) 建築計画概要書
- (10) その他市長が必要と認める書類

【現況平面図・立面図】



様式第2号(第6条関係)

同意書

年 月 日

大和高田市長 殿

(所有者)

住 所

氏名(署名)

印

電話番号

下記の者がブロック塀等の撤去改修工事を行うこと及び大和高田市ブロック塀等撤去改修工事の補助金交付申請を行うことに同意します。

記

- 1 施主(申請者) 住 所
氏 名
- 2 工事場所(地番表示) 大和高田市
- 3 補助対象工事 ブロック塀等の撤去工事
軽量フェンス等の設置工事

様式第3号(第7条関係)

大和高田市指令()第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

ブロック塀等撤去改修工事補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったブロック塀等撤去改修工事補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

1 交付決定内容

補助対象工事	<input type="checkbox"/> ブロック塀等の撤去工事	<input type="checkbox"/> 軽量フェンス等の設置工事
工事場所	大和高田市	

2 交付の条件

様式第4号(第7条関係)

大和高田市指令()第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

ブロック塀等撤去改修工事補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったブロック塀等撤去改修工事補助金の交付については、
不交付と決定したので通知します。

補助対象工事	<input type="checkbox"/> ブロック塀等の撤去工事 <input type="checkbox"/> 軽量フェンス等の設置工事
工事場所	大和高田市
交付しない理由	

様式第5号(第8条関係)

ブロック塀等撤去改修工事変更届

年 月 日

大和高田市長 殿

(補助金交付決定者)
住所
氏名 印
電話番号

年 月 日付け大和高田市指令()第 号で交付決定を受けた工事について申請
内容を変更しますので、届け出ます。

補助対象工事	<input type="checkbox"/> ブロック塀等の撤去工事 <input type="checkbox"/> 軽量フェンス等の設置工事
工事場所	大和高田市

変更の理由	
変更の内容	

※変更の内容により必要な書類を添付すること。

様式第6号(第8条関係)

ブロック塀等撤去改修工事中止届

年 月 日

大和高田市長 殿

(補助金交付決定者)

住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付け大和高田市指令()第 号で交付決定を受けた工事について中止
しますので、届け出ます。

補助対象工事	<input type="checkbox"/> ブロック塀等の撤去工事	<input type="checkbox"/> 軽量フェンス等の設置工事
工事場所	大和高田市	

中止の理由	
-------	--

様式第7号(第9条関係)

ブロック塀等撤去改修工事完了報告書

年 月 日

大和高田市長 殿

(補助金交付決定者)

住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付け大和高田市指令()第 号で交付決定を受けた工事が完了したので、関係書類を添えて報告します。

補助対象工事	<input type="checkbox"/> ブロック塀等の撤去工事 <input type="checkbox"/> 軽量フェンス等の設置工事
工事場所	大和高田市
工事完了年月日	年 月 日
改修工事費用	円(税込)

(添付書類)

- (1) 施工写真(着手前、施工中及びしゅん工後のもの)
- (2) ブロック塀等撤去改修工事の契約書の写し
- (3) ブロック塀等撤去改修工事の請求明細書の写し
- (4) ブロック塀等撤去改修工事の領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第8号(第10条関係)

ブロック塀等撤去改修工事補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市市長

印

ブロック塀等撤去改修工事補助金の交付額を次のとおり確定したので、通知します。

補助対象工事	<input type="checkbox"/> ブロック塀等の撤去工事 <input type="checkbox"/> 軽量フェンス等の設置工事
工事場所	大和高田市
補助対象経費	円
補助金交付額	円

様式第9号(第10条関係)

ブロック塀等撤去改修工事補助金交付請求書

年 月 日

大和高田市市長 殿

(補助金交付決定者)

住所

氏名

電話番号

印

ブロック塀等撤去改修工事補助金の交付を請求します。

補助対象工事	<input type="checkbox"/> ブロック塀等の撤去工事 <input type="checkbox"/> 軽量フェンス等の設置工事
工事場所	大和高田市
補助金交付請求額	円

(振込先)

金融機関名・支店名		
口座種別・口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		

告示第111号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年10月1日

大和高田市長 吉田 誠克

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成30年9月5日	1									
平成30年9月6日			1							
平成30年9月7日		1								
平成30年9月10日	1	1								
平成30年9月13日	1		1							
平成30年9月14日	1									
平成30年9月19日	3									
平成30年9月26日	1	1	2							

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成30年9月14日	道路	大和高田市西三倉堂1丁目地内	1	
平成30年9月25日	道路	大和高田市大字土庫地内	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴取します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を

徴取する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第112号

平成30年度国民健康保険税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年10月12日

大和高田市長 吉田 誠克

1. この納入通知書の発送年月日

平成30年7月9日

2. 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場に掲示済み)

(注)地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第113号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成30年10月15日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成31年1月4日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成30年7月1日から平成30年7月31日までの間

告示第114号

市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物を次のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項の規定により除却し、保管したので告示します。

なお、引取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定により、当該広告物を廃棄します。

平成30年10月25日

大和高田市長 吉田 誠克

- 1. 引取期間 公示の日から2週間(屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については2日間)
- 2. 引取方法 引取人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを提示し、受領書及び誓約書と引換えに返還する。
- 3. 引取時間 午前9時から午後5時まで(ただし、土日祝日を除く。)
- 4. 連絡先 大和高田市役所 環境建設部 都市計画課
TEL 0745-22-1101

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	スマートハウジング	はり札	3	市内	平成30・10・17	平成30・10・17	市役所西駐車場
2	朝日ホーム	はり札	2	市内	平成30・10・17	平成30・10・17	市役所西駐車場
3	(不動産)	はり札	5	市内	平成30・10・17	平成30・10・17	市役所西駐車場
4	大栄白アリ研究所	はり札	1	市内	平成30・10・17	平成30・10・17	市役所西駐車場
5	堀田晃和(株)	立て看板	5	市内	平成30・10・17	平成30・10・17	市役所西駐車場

告示第115号

平成30年度国民健康保険税第1期及び第2期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年10月30日

大和高田市長 吉田 誠克

- 1 この通知の発送年月日
平成30年度国民健康保険税第1期 平成30年8月23日
平成30年度国民健康保険税第2期 平成30年9月25日
- 2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第116号

平成30年度固定資産税・都市計画税第2期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年10月30日

大和高田市長 吉田 誠克

1 この通知の発送年月日

平成30年8月24日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公 告

公告第72号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年10月4日

大和高田市長 吉田 誠克

1 業務名	高田中学校旧体育館跡地利用計画設計業務委託
2 履行場所	大和高田市 大和町 地内(大和高田市立高田中学校)
3 工事期間	契約締結日から平成31年1月31日(木)まで (基本設計については、平成30年12月14日まで)
4 工事容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築設計業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)

	<p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注業務が履行中(落札した時点から完了検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注業務における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年10月5日(金)から平成30年10月12日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年10月15日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成30年10月5日(金)から平成30年10月12日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後</p>

	<p>1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年10月18日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年10月19日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年10月22日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年10月23日(火)午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものの</p>

	した入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,070,000- (消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第73号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年10月4日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	保育室出入口建具取替工事
2 工事場所	浮孔・片塩・磐園・みどり・天満保育所(大和高田市西三倉堂1丁目地内他4)
3 工事期間	契約締結日から平成31年2月28日(木)まで (施工可能日時に制限有り。詳細は、入札説明書(仕様書)を参照ください。)
4 工事容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建具工事又は建築一式工事に登録している者であること。 (2) 建築一式工事登録者は、大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成30年10月5日（金）から平成30年10月12日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年10月15日（月）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成30年10月5日（金）から平成30年10月12日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 平成30年10月22日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先</p>

	<p>大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 平成30年10月23日(火) 午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成30年10月24日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年10月25日(木) 午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥19,250,000-(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p>

	<p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>
--	---

公告第74号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年10月12日

大和高田市長 吉田 誠克

1 件名	平成30年度自動車騒音常時監視面的評価業務委託
2 履行期間	契約締結日から平成31年3月20日（水）まで
3 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
4 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の役務提供（調査業務）又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の（測量・コンサルタント等）に登録している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(4) 平成25年4月1日以降で、元請けで官公庁発注の自動車騒音に係る調査業務等の履行実績を有する者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
5 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び下記必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、4（4）の要件を満たすことを証するもの（該当調査業務等に係る契約書等）の写しと4（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式につ</p>

	<p>いては、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。</p> <p>(4) 受付期間 平成30年10月12日(金)から平成30年10月25日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
6 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年10月26日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
7 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成30年11月1日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年11月2日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
8 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年11月7日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
9 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
10 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金</p>

	額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 1 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年11月8日（木）午前11時から (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 2 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 3 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 4 契約保証金	免除します。
1 5 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第75号

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則（昭和57年規則第21号）の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

平成30年10月22日

大和高田市長 吉田 誠克

○ 臨時運行許可番号標番号

35-00

公告第76号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年10月30日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	曾大根古池護岸補修工事
2 工事場所	大和高田市 曾大根 地内

3 工事期間	契約締結日から平成31年3月22日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年10月31日(水)から平成30年11月6日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うもの

確認通知	<p>とし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年11月7日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年10月31日(水)から平成30年11月9日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年11月16日(金)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年11月19日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年11月21日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとな</p>

	ります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年11月22日(木) 午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥21,080,000- (消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第77号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年10月30日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	勝目橋橋梁補修工事
2 工事場所	大和高田市 勝目 他 地内
3 工事期間	契約締結日から平成31年3月26日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。

	<p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成30年10月31日（水）から平成30年11月6日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年11月7日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書</p>

	を送付します。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年10月31日(水)から平成30年11月9日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年11月16日(金)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年11月19日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年11月21日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年11月22日(木)午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表し</p>

	ます。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥19,325,000- (消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

教育委員会

教育委員会告示第16号

大和高田市教育委員会10月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成30年10月15日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

記

日時 平成30年10月22日(月)午後3時00分～

場所 市役所 4階 委員会室

議案 第1号 平成30年度教育委員会表彰被表彰者について

第2号 第24回大和高田市ふれあい「スポーツ広場」開催要項(案)について

第3号 第36回市民親子バドミントン大会開催要項(案)について

第4号 後援願いについて

第5号 その他

選挙管理委員会

大和高田市選挙管理委員会告示第16号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成30年10月4日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

- 1. 日 時 平成30年10月11日（木） 午前9時00分
- 2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

公営企業

上下水道事業公告第49号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年10月2日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	配水管布設替工事（S15）・配水管布設工事（S16）・消火栓新設工事（消04）
2 工事場所	大和高田市 田井・蔵之宮町 地内
3 工事期間	契約締結日から平成31年2月28日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>（1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。</p> <p>（2）大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>（3）耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>（4）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>（5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>（6）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>（7）（4）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>（8）本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>（9）本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限ま

	<p>でに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年10月3日(水)から平成30年10月10日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年10月11日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年10月3日(水)から平成30年10月12日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 小会議室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年10月18日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課</p>

	<p>FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 平成30年10月19日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年10月22日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年10月23日(火)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥9,350,000-(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができない</p>

- ときは、開札を中止します。
 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。
 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

上下水道事業公告第50号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年10月30日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	高5枝礪野新町地内管渠工事(69)・給配水管移設工事(G69)
2 工事場所	大和高田市 礪野新町 地内
3 工事期間	契約締結日から平成31年3月22日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p>

	<p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年10月31日(水)から平成30年11月6日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年11月7日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年10月31日(水)から平成30年11月9日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年11月16日(金)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成30年11月19日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限</p>

	<p>平成30年11月21日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年11月22日(木) 午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥20,140,000-(消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

上下水道事業公告第51号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年10月30日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	土枝池尻地内管渠工事(58)・給配水管移設工事(G58)・配水管布設替工事(S17)
2 工事場所	大和高田市 池尻 地内
3 工事期間	契約締結日から平成31年3月22日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによる</p>

	<p>ものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年10月31日(水)から平成30年11月6日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年11月7日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年10月31日(水)から平成30年11月9日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年11月16日(金)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成30年11月19日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年11月21日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局</p>

	留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年11月22日(木) 午前9時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥11,930,000-(消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

上下水道事業公告第52号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年10月30日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	敷枝神楽2丁目地内管渠工事(63)・給配水管移設工事(G63)・配水管布設替工事(S22)
2 工事場所	大和高田市 神楽2丁目 地内
3 工事期間	契約締結日から平成31年3月22日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年10月31日(水)から平成30年11月6日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p>

	<p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年11月7日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年10月31日(水)から平成30年11月9日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年11月16日(金)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成30年11月19日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年11月21日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>

1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年11月22日（木）午前9時40分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥11,340,000－（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

上下水道事業公告第53号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年10月30日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	配水管布設替工事（S20）・消火栓新設工事（消06）
2 工事場所	大和高田市 吉井 地内

3 工事期間	契約締結日から平成31年3月22日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事(水道)に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年10月31日(水)から平成30年11月6日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>

7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年11月7日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年10月31日(水)から平成30年11月9日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 小会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年11月16日(金)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 平成30年11月19日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年11月21日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停</p>

	止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年11月22日(木) 午前10時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥10,740,000- (消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

上下水道事業公告第54号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年10月30日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	配水管布設替工事(S21)
2 工事場所	大和高田市 大谷 地内
3 工事期間	契約締結日から平成31年3月22日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事(水

	<p>道)に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成30年10月31日（水）から平成30年11月6日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年11月7日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知</p>

	<p>参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年10月31日(水)から平成30年11月9日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 小会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年11月16日(金)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 平成30年11月19日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年11月21日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年11月22日(木)午前10時10分</p>

	<p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥6,360,000－（消費税等抜き）</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

原稿誤り

平成30年1月10日付け大和高田市公報第348号（正誤）

【誤】

告示第155号

大和高田市土地開発公社に対する利子補給補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年12月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市土地開発公社に対する利子補給補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、大和高田市土地開発公社（以下「公社」という。）の経営の健全化を通じて市の財政の健全性の維持を図るため、公社が行う金融機関等からの借入れに係る利子相当額を利子補給することについて、大和高田市補助金交付規則（平成12年規則第51号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象及び交付額）

第2条 この告示による補助金の対象は、市の依頼に基づき公社が先行取得した土地等に係る借入金の利子とし、補助金の額は、市長が予算の範囲内で定める額とする。

（交付申請）

第3条 公社理事長（以下「理事長」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交

付申請書(様式第1号)により、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、理事長に通知するものとする。

(補助金の請求)

第5条 補助金の交付決定を受けた理事長は、補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の実績報告)

第6条 補助金の実績報告は、決算書の提出により行うものとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

補助金交付申請書

第 年 月 日 号

大和高田市長 殿

申請者 名 称
代表者 印

大和高田市土地開発公社に対する利子補給補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 対 象 年 度 年度
- 2 交 付 申 請 額 金 円

様式第2号(第4条関係)

補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで申請のあった利子補給補助金について、大和高田市土地開発公社に対する利子補給補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 対象年度 年度
- 2 交付決定額 金 _____ 円
- 3 交付の条件等

様式第3号(第5条関係)

補助金交付請求書

第 年 月 日 号

大和高田市長 殿

請求者 名称
代表者

印

交 付 請 求 額 金 _____ 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた 年度大和
高田市土地開発公社に対する利子補給補助金として請求します。

【正】

告示第155号

大和高田市土地開発公社に対する利子補給補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年12月28日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市土地開発公社に対する利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大和高田市土地開発公社(以下「公社」という。)の経営の健全化を通じて市の財政の健全性の維持を図るため、公社が行う金融機関等からの借入れに係る利子相当額を利子補給することについて、大和高田市補助金交付規則(平成12年規則第51号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び交付額)

第2条 この告示による補助金の対象は、市の依頼に基づき公社が先行取得した土地等に係る借入金の利子とし、補助金の額は、市長が予算の範囲内で定める額とする。

(交付申請)

第3条 公社理事長(以下「理事長」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)により、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、理事長に通知するものとする。

(補助金の請求)

第5条 補助金の交付決定を受けた理事長は、補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の実績報告)

第6条 補助金の実績報告は、決算書の提出により行うものとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

補助金交付申請書

第 号
年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 名 称
代表者 印

大和高田市土地開発公社に対する利子補給補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり申

請します。

記

1 対象年度 年度

2 交付申請額 金 円

様式第2号(第4条関係)

補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで申請のあった利子補給補助金について、大和高田市土地開発公社に対する利子補給補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 対象年度 年度

2 交付決定額 金 _____ 円

3 交付の条件等

様式第3号(第5条関係)

補助金交付請求書

第 年 月 日 号

大和高田市長 殿

請求者 名 称 代表者 印

交付請求額 金 _____ 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた 年度大和高田市土地開発公社に対する利子補給補助金として請求します。

平成30年7月10日付け大和高田市公報第354号(正誤)(その1)

教育委員会告示第10号

【誤】

第11条第2項中「第5項」を「第6項」に改める。

【正】

第11条第1項中「第5項」を「第6項」に改める。

平成30年7月10日付け大和高田市公報第354号(正誤)(その2)

企業管理規程第1号

【誤】

第4条の2中「管理・給水グループ」を「管理・給水係」に改める。

【正】

第4条の3中「管理・給水グループ」を「管理・給水係」に改める。